

高鍋町告示第3号

令和5年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年2月2日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年2月8日(水)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

○応招しなかった議員

令和5年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和5年2月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和5年2月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第3号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第3号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
-

出席議員(14名)

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	小山 圭一君
教育長	……………	島埜内 遵君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	山下 美穂君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和5年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） おはようございます。

令和5年第1回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る2月3日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）の合計3件であります。

執行部から説明を受け、委員から定例会ではなく、なぜ臨時会での上程なのかの質疑があり、執行部より令和5年4月1日から施行するため、準備期間が必要との説明がありました。

事務局の日程説明後、会期については本日2月8日の1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、加藤秀文議員、12番、檜原富子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日2月8日の1日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日2月8日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

日程第4. 議案第2号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。

議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、令和5年4月1日から子ども医療費助成の対象を高校生まで拡充するため、条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正に併せましてひとり親家庭医療費助成対象者の自己負担額、月額1,000円を令和5年4月1日から自己負担なしに、また受給資格者証の更新時期を8月1日から11月1日に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、2件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についての2議案について、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付しております説明資料の裏面を御覧ください。

今回の改正に伴い、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成の内容及び適用範囲がどう変わったかの記載をしております。中学生以下は現行と変更なし、高校生等はこれまでひとり親家庭の高校生のみが対象でしたが、改正後は全ての高校生等が子ども医療費の対象となり、自己負担なしの現物給付に変更となります。

ひとり親家庭の保護者については、自己負担額一月1,000円を自己負担なしに変更し、償還払いは継続といたします。償還払いを継続する理由は、県のひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱に補助対象経費の要件として入院外にあっては償還払いと定められているためでございます。償還払いと現物給付の説明は、下の米印に記載してありますので御確認ください。

それでは、説明資料の表面を御覧ください。

まず、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、先ほど町長が説明いたしましたとおり、令和5年4月1日から子ども医療費の対象を高校生まで拡充するため、所要の改正を行うものでございます。

条例新旧対照表のほうを御覧頂きたいと思いますが、改正後の部分の第2条に子どもとは出生の日から高等学校就学の終期までの者を指し、高等学校就学の終期とは括弧書きで18歳に達する日以後の最初の3月31日をいうと定義しており、高等学校に就学している者のみを対象としたものではなく、中卒で未就学の方や就職している方も18歳に到達した最初の3月31日まで対象とするものでございます。

新たに助成対象者729人の増、約1,500万円の予算増を見込んでおり、令和5年度当初予算に計上を予定しております。

受給資格者証の発行についてでございますが、中学生以下は利用期間を高校卒業の年度末まで延長したものに變更、高校生等は新たに発行し、それぞれ年度内のできるだけ早い時期に各対象世帯に案内文書を添えてお届けしたいと考えております。

参考に、宮崎県内の高校生までの医療費無償化を実施しているまたは実施予定の市町村は、西米良村、新富町、木城町、川南町となっております。

続いて、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正に伴い、町の負担が約240万円増額するものと見込んでおります。

増額の内訳といたしまして、これまでひとり親医療費助成の対象であった高校生及び保護者の自己負担分が140万円、高校生分の県補助金が現物給付になることによりまして約100万円の減額を見込んでおります。

受給資格者証の発行についてでございますが、改正後ひとり親家庭医療費受給資格者証を発行するのは保護者のみとなります。自己負担なしに変更した受給資格者証をできるだけ早く、各対象世帯に案内文書を添えてお届けしたいと考えております。

また、受給資格者証の更新時期についてでございますが、児童扶養手当の現況届の手続に併せた8月1日を児童扶養手当の更新時期に併せました11月1日に見直しております。

参考に、宮崎県内のひとり親家庭医療費の無償化を実施しているまたは実施予定の市町村は、国富町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町となっております。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑につきましては明瞭簡潔、端的にお願いいたします。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、議長が一括として言われたので、1号、2号一括でよろしいですね。

○議長（永友 良和） 一括でいいです。

○7番（中村 末子君） それでは、1号、2号についての質疑を行いたいと思います。

「4月1日からの運用をすることに当たり、今回の条例改正が必要である」との説明が議会運営委員会で行われました。内部議論はどのようになされてきたのか、お伺いしたいと思います。

それと、議案第2号中で、「県がしているため」という説明がありましたので、質疑をする予定はなかったんですけども、県の交付要綱にあるからといってなぜ町独自で保護者も現物給付支給ができなかったのか。そこを説明していただければと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） まず1点目、令和5年4月1日施行に当たり、内部でどのような議論が行われたかということでございますが、今回御承知のように、新富町が令和5年1月1日からこの子ども医療費助成の無償化を決定した記事が宮日新聞のほうに掲載されました。その後、近隣の町を確認したところ、どうも川南町も4月1日からやる予定だということで情報を福祉課のほうで確認したものですから、それを受けまして高鍋町のほうもこの子ども医療費助成の無償化を実施したほうがいいのではということで、まず内部で協議いたしましたところでございます。

それで、どの時点から施行するかという部分で、事務的にはやはりその3月議会にこの条例改正案を提案した場合、当然施行期日がもう4月1日には間に合わないのでも来年度のどこか年度途中という形になるかと思いますが、町長ももうぜひ4月1日からやりたいという意向がございましたので、今回総務課等とも協議いたしましたところ、臨時議会を招集させていただこうという形になりましたので、今回臨時議会でこの条例改正案を提案した上で4月1日施行に向けた事務を進めてまいりたいと考えておるところであります。

そういった議論をこれまで行ってきたところです。

2点目の、ひとり親家庭医療費の保護者の現物給付がなぜできなかったかというところなんですけれども、当然その今回の改正に併せてそういうふうにはできなかったことはなかったんですけども、少しでもそのやっぱり町の負担を減らしていく観点から、またやっぱりひとり親家庭の保護者の方との接点というのも、毎月この医療費助成の給付に窓口において頂くということもそのいろいろ話す機会もありますし、そういったことで今回親の

部分に関しては償還払いの制度を残して実施していきたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで、質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど担当課長の説明によって、一連の流れはしっかりと酌み取ることができました。しかし、この高校生までの医療費無償化については議会の中でも一般質問をはじめ、様々な議論をしてきたところでございます。ようやく実現していただく、このことが本当にありがたいと思っております。感謝に堪えません。

まず、子ども医療費、なぜ無償化が必要なのか。その一番大きな理由は、子どもは親や社会を選んで生まれてくることはできません。そのために、私たち自治体でできることは、子どもが本当に食べ物に不自由しない、そして病気になったときいつでもお医者さんにかかる、それが無償化につながる一番大きな手立てだと思います。

早い段階で病院に行く。このことが、教育の中でも一番必要なことではないかなと思っております。

私は、そのような観点から、今回の子ども医療費助成に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行いました。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号高鍋町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

先ほど私の「現物給付にはできないか」という質疑に対して、担当課長より深い配慮の末の結論であったということをお聞きしました。本当にこのようなことがしっかりと議論された中でこの提案がなされたこと、私は本当に町民に代わり、お礼を申し上げたいと思います。

本当に、ひとり親家庭の中でも、今この物価高で大変な思いをされている方がたくさんいらっしゃいます。せめて子どもと親が医療費を助成される、無償化にされることによって、親も元気で子育てができる可能性が大きくなった、広がったということを私は思っております。

こんなありがたい執行部の提案に大賛成でございます。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億1,634万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出では障害福祉費において障害福祉サービスの実施に伴う手数料が不足することが見込まれるため、増額するもの。母子福祉費においては、高鍋町子ども医療費助成に関する条例及び高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正に伴い、改正条例を4月1日から施行するための準備及び周知に必要な経費を計上するものでございます。

歳入では、財政調整基金繰入金の増額でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。予算書は、8、9ページでございます。

社会福祉費、障害福祉費の役務費についてでございますが、事務取扱手数料につきましては障害区分認定のための医師意見書作成手数料、介護給付費支払い手数料につきましては宮崎県国民健康保険団体連合会に支払う障害児通所などの障害福祉サービスの審査支払い手数料がそれぞれ不足する見込みであるため、増額するものでございます。

次に、児童福祉費、母子福祉費についてでございますが、先ほど御審議頂きました子ども医療費助成に関するものでございます。需用費及び役務費につきましては、高鍋町子ども医療費の受給資格者証、制度改正案内文書の印刷・送付等に要する経費。委託料につきましては、子ども医療費助成制度システムの改修に要する経費でございます。

続きまして、予算書の6、7ページ、歳入についてでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 8、9ページの、先ほどの財政経営課長の説明でございますけれども、この一連の作業日程というのは確認を含めて必要な日数はどのぐらいと考えていらっしゃるのか。

また、先ほど受給資格者証というのを世帯に配付するというところで説明があったんですけれども、郵便物を見ない家庭はまずないと思うんですけれども、もしこれが万が一漏れたりとかいうことはないとは言えないと思うんですね。だから、本人の意識でやっぱりそれがこう漏れていて、郵便物を廃棄してしまったりとかいうことがひょっとしたらある可能性もありますので、これをまたほかのところでしっかりとこういう郵便物が届きますよという案内を、お知らせしたかなべだけではないかと思うんですけれども、何か方法を考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 今回のこの医療費助成に関する改正に伴う事務のスケジュールでございますが、今からシステム改修のほうを早急にやりまして、一応受給者証を発送する時期については、やっぱり最低でも一月ほどはかかると見込んでおりますので、早急にやりたいとは思いますが、受給者証を実際に対象者世帯に配付する時期については3月の20日前後になるのではないかと想定しております。

やはり期間が施行まで短いということで、おっしゃるとおり周知が十分にできるかとい

う部分がこちらも心配なところではございますが、お知らせのかなべやホームページ等で併せて周知を図ってまいりたいと考えております。

また、何かの手違いでちょっと4月以降にその受給者証がお手元に届かなかったとかいう場合については、ちょっと医療機関の窓口で受給者証の提示ができないことから償還払い等の対応が出てくる可能性があるのかなというふうには考えておるところでございますので、ちょっと郵便物のその件についてはそういう形で御了解頂けたらと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に対して賛成の討論を行いたいと思います。

先ほど福祉課長の答弁にもありましたけれども、漏れはないと思います。受給者証が本人の手元に届かないとか、それ漏れていたとか、自分がちゃんと廃棄してしまったとかいうようなことが、事故が起きないような状況というのをぜひ考慮していただければと。それは、お願いをしたいと思います。

皆さんにうれしいお知らせをするときに、私も自らがいろんな方々を通してお願いをしていきたいと思っています。しかし、中には本当にそこにこぼれてしまっている人がいるかもしれないので、その対応を十分にさせていただくことをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和5年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員